

○ 環境との調和に配慮した農業農村整備事業等基本要綱（平成14年2月14日付け13農振第2512号農林水産事務次官依命通知）

一部改正新旧対照表

（下線部分は改正部分）

改正後					改正前				
別表 環境との調和に配慮した農業農村整備事業等基本要綱の対象とする事業					別表 環境との調和に配慮した農業農村整備事業等基本要綱の対象とする事業				
名称	事業要綱等	年月日	番号	通知者	名称	事業要綱等	年月日	番号	通知者
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
国営総合かんがい排水事業	総合土地改良事業実施要綱	昭和38年10月23日	38農地B第3742号	農林事務次官	国営総合かんがい排水事業	総合土地改良事業実施要綱	昭和38年10月23日	38農地B第3742号	農林事務次官
<u>土地改良施設事故防止事業（直轄）</u>	<u>土地改良施設突発事故復旧・防止事業（直轄）実施要綱</u>	<u>平成30年3月30日</u>	<u>29農振第2306号</u>	<u>農林水産事務次官</u>	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
<u>土地改良施設事故防止事業（補助）</u>	<u>土地改良施設突発事故復旧・防止事業（補助）実施要綱</u>	<u>平成30年3月30日</u>	<u>29農振第2308号</u>	<u>農林水産事務次官</u>	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
水利施設管理強化事業実施要綱第2の1及び2に掲げる事業	(略)	(略)	(略)	(略)	水利施設管理強化事業実施要綱第2の1に掲げる事業	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

附 則

この改正は、令和7年4月1日から施行する。